

「非課税のこ
〒「申請者郵便番号」
「申請者町名」「申請者番地」「申請者方
書」
「申請者氏名漢字」 様

「申請者宛名番号」

令和 7 年 1 月 2 2 日

三原市長 岡田吉弘
(社 会 福 祉 課)

「令和 6 年度 三原市生活支援給付金（こども加算・非課税）」
支給のお知らせ

このたび、国の経済対策として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、令和 6 年度三原市生活支援給付金（3 万円・非課税）の支給対象世帯のうち、18 歳（平成 18 年 4 月 2 日以降の生まれ）以下の児童がいる世帯に「児童一人あたり 2 万円」の加算支給が決定されました。

これを受け、三原市では対象となる世帯へ速やかに支給するため、過去に今回と同様の給付金受給の実績があり、世帯構成等に変更がない世帯を対象に、先行して支給します。
本通知に基づき給付金を受給される方は、申請等の手続きは不要です。

支給対象者	「申請者氏名漢字」
給付金額	「金額」円 ※児童一人あたり 2 万円
支給予定日	令和 7 年 2 月 1 0 日（月）
対象児童 （生年月日）	「児童整列」
振込口座	「金融機関名称 1」「金融機関支店名称 1」「通知用口座番号」 「口座名義人カナ 2」
申請手続き	不要
通帳印字名	ミハラシセイカツシエン（ヒ）コドモ

なお、次の場合は手続きが必要になりますので、ご注意ください。

1 振込口座を変更する場合	1 月 3 0 日（木）までにコールセンターへ連絡してください。手続き方法をご案内します。
2 給付金を辞退する場合	
3 令和 6 年度住民税に係る修正申告を行い、課税となっている場合	支給要件を満たさない場合があります。課税状況等を確認しますので、1 月 3 0 日（木）までにコールセンターへ連絡してください。
4 受給する世帯の全員が、別の世帯の親族等（住民税課税）に扶養されている場合	
5 既に他自治体で令和 6 年度住民税（均等割）非課税世帯に対する給付を受けている場合	

※ この給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税等の課税及び差し押さえの対象とはなりません。

三原市給付金コールセンター
電話：0848-67-6250
9 時～17 時（土・日・祝日は除く）



三原市ホームページ